

答 申 第 2 6 7 号
令和元年10月11日

岐阜市長 柴橋 正直 様

岐阜市個人情報保護審議会
会長 池 田 紀 子

保有個人情報の利用目的以外の目的のための利用について（答申）

岐阜市個人情報保護条例（平成16年岐阜市条例第1号。以下「条例」という。）第10条第3項の規定に基づき、令和元年10月2日付け岐阜市福介第707号で諮問のありました下記の事案について、下記のとおり答申します。

記

1 事案の概要

岐阜市では、平成30年3月に「第7期岐阜市高齢者福祉計画」を策定し、高齢者が住み慣れた地域で生きがいを持ち、安心して暮らし続けることができる社会の構築を目指し、高齢者施策に取り組んでいるところである。

当該計画は、令和2年度をもって計画期間が満了となることから、次期計画の基礎資料とするため、高齢者の支援並びに介護保険サービスの需要及び供給状況の実態を把握する高齢者等実態調査（以下「調査」という。）を実施する。

については、調査の実施に係る調査対象者の抽出及びタックシールの作成に当たり、条例第10条第2項第5号の規定により、福祉部介護保険課が保有する介護保険システム被保険者台帳及び介護保険システム受給者台帳の情報を利用目的以外の目的のために利用する。

2 利用目的以外の目的のために利用する保有個人情報

調査対象者の氏名、住所（施設に入所している場合は、当該施設の所在地）及び郵便番号

3 意見

適当なものとする。